

一般廃棄物再生利用業指定証



大阪市指令環境事第 437 号
令和 8 年 7 月 1 日

住所（所在地）

大阪市住之江区平林北二丁目 8 番 23 号

氏名（名称及び代表者の氏名）

阪南産業株式会社 代表取締役 高好 章二

大阪市長 横山 英幸



廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第 2 条第 2 号又は第 2 条の 3 第 2 号の規定により、次のとおり再生利用業の指定をしたことを証する。

指 定 年 月 日	令和 8 年 7 月 1 日	
指 定 番 号	第 1 0 3 2 号	
事業の範囲	業務の種別	取り扱う一般廃棄物の種類
	再生活用業	木くず（剪定枝に限る） 以上 1 種類
再生利用の方法		チップ・紙・堆肥等への再生利用
取 引 関 係		取 引 先：大阪市内の排出者
指 定 期 限		令和 1 0 年 6 月 3 0 日
指 定 条 件		① 取り扱う一般廃棄物は、チップ・紙・堆肥等の原料となるものに限る。 ② 事業の範囲を変更する場合は、事前に大阪市長に承認を得ること。 ③ 再生活用業に係る施設の所在地は、 大阪市住之江区平林北二丁目 8 番 23 号 大阪市住之江区平林北二丁目 9 番 134 号とする。